

報 告 資 料

ページ

○ 職員の懲戒処分について

令和7年度職員の懲戒処分者数	・ ・ ・ ・ ・	1
----------------	-----------	---

市長事務部局	・ ・ ・ ・ ・	2
--------	-----------	---

消防局	・ ・ ・ ・ ・	3
-----	-----------	---

水道局	・ ・ ・ ・ ・	4
-----	-----------	---

教育委員会	・ ・ ・ ・ ・	5
-------	-----------	---

令和7年度職員の懲戒処分者数【全体】

(全 市)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合 計
給与・任用に関する不正 (手当の不正受給等)	1	1	0	0	2
服務規律違反 (欠勤等)	0	2	3	0	5
一般非行 (暴行・窃盗・わいせつ等)	1	0	4	2	7
不適正な事務処理 (収賄・公金横領等)	0	0	1	2	3
道路交通法違反	0	2	0	0	2
上司の管理監督責任	4	0	0	0	4
合 計	6	5	8	4	23

各任命権者の内訳

(単位:人)

任命権者	戒告	減給	停職	免 職	合 計
市長事務部局	2	2	5	1	10
消防局	0	0	1	0	1
水道局	1	0	0	0	1
教育委員会	3	3	2	3	11

令和7年度の職員の懲戒処分【市長事務局】

1 概要（主なもの）

(1) 令和7年4月25日 西区係長による駐車場の不正利用等

令和6年10月1日から令和7年3月18日までの間、無断で自家用車通勤をし、通勤手当を不正に受給するとともに、令和6年10月1日から同月30日までの間、通勤に使用した自家用車をさいとびあ駐車場に駐車した上で、職務上の地位を利用して駐車場料金減免処理機を計17回不正に操作し、駐車場料金の支払いを免れたもの。

{	本 人：停職1年
	管理監督者：戒告1人、口頭訓戒1人

(2) 令和7年8月12日 西区部長による窃盗

令和7年6月23日の会議後に開催された懇親会に参加した後、帰宅途中に酒に酔った状態で、後部車輪がワイヤーロックで施錠された他人の自転車が無断で持ち出し、窃盗の疑いで警察から事情聴取を受けたもの。

{	本 人：停職9月
	管理監督者：文書訓戒1人

(3) 令和7年12月24日 財政局係員による準公金に準じる現金の横領

令和5年5月から令和7年6月までの間に、博多区役所文化・体育事業の運営に係る金銭が入金されている預金口座から不正に出金し、出金した現金の一部を私的に流用し、及び一部を入金する行為を繰り返していたもの。また、本人は、不正な入出金を行ったこと等が発覚することをおそれ、不要な預金通帳の繰越しを行う等の隠ぺい行為を行ったもの。

{	本 人：懲戒免職
	関係職員：厳重注意5人

令和 7 年度の職員の懲戒処分【消防局】

1 概要

(1) 令和 7 年 7 月 18 日 消防局職員による暴行

令和 7 年 5 月 14 日、飲酒し酒に酔った状態で、博多駅構内で女性の腕を掴んだことから女性の知人である男性に追われ、逃げる途中でその男性の顎を拳で殴る暴行を加えた疑いで、現行犯逮捕されたもの。

[	本 人：停職 2 月 管理監督者：口頭注意	]
---	--------------------------	---

令和7年度の職員の懲戒処分【水道局】

1 概要

(1) 給与・任用に関する不正（手当の不正受給等）事案

非公表案件のため、概要は省略するもの。

〔 本 人：戒告 〕

令和7年度の職員の懲戒処分【教育委員会】

1 概要（主なもの）

(1) 令和7年4月25日 学校用務員による盗撮

令和7年3月16日午前0時37分頃、福岡市東区の民家の敷地に侵入し、浴室の窓から自身のスマートフォンにより、住人の女性が入浴している姿を盗撮したもの。

（ 本 人：懲戒免職
管理監督者：文書訓戒1人 ）

(2) 令和7年6月20日 中学校教諭による準公金の横領

顧問をしていた部活動において、ユニホーム代及び遠征に利用したバス代を保護者会から預かったにもかかわらず、これを業者に支払わず、令和6年6月28日、令和7年2月26日及び同年4月18日の3回、計420,000円を私的な支払いに充てたもの。

（ 本 人：懲戒免職
管理監督者：戒告1人、文書訓戒1人 ）

(3) 令和8年3月30日 中学校教諭による生徒とのSNSのやり取り等

令和5年3月から最長で令和7年8月までの間、勤務校の令和4年度卒業生の女子生徒4名と私的なSNSのやり取りを行うなどしたもの。

また、令和6年1月に別の女子生徒に連絡先の交換を持ちかけたことについて指導を受けた際、上記生徒4名とやり取りを行っていることを報告せず、令和7年6月に上記生徒4名のうち1名とのやり取りが発覚した際にも、その他の3名とのやり取りを行った事実を隠して虚偽の報告を繰り返したもの。

（ 本 人：停職3月
管理監督者：文書訓戒1人 ）